

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 54 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 54 回税効果会計専門委員会（2017 年 9 月 14 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

- 企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」以下「税効果会計基準一部改正案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)
- 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」という。)
- 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」

**適用時期等に関するコメントへの対応について聞かれた意見**

2. 事務局より、質問 4（適用時期等に関する質問）に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

**質問 4-1：適用時期****(コメント対応表 36)****収益認識会計基準(案)との整合性も検討すべきとの意見**

(1) 企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準(案)」(以下「収益認識会計基準(案)」)においては、12 月決算の企業も会計年度の途中から早期適用が可能な提案としていることも踏まえて、早期適用の可否を検討すべきではないか。

**税効果適用指針等の早期適用の二ーズを踏まえて検討すべきとの意見**

(2) (上記(1)の意見に対して)収益認識会計基準(案)は国際財務報告基準(IFRS)の適用時期との関係から例外的に早期適用を認めているものであり、税効果適用指針等とは状況が異なるため、収益認識会計基準(案)の適用時期との整合性を図る必要はないのではないかと考える。ただし、税効果適用指針案等についても二ーズ次第で早期適用を検討する余地はあると考える。

**税効果適用指針等の早期適用を認める必要性はないとの意見**

- (3) 財務諸表利用者の税効果適用指針案等の早期適用に関するニーズは、収益認識会計基準（案）の場合と異なり、早期適用を認めることにより財務諸表への影響を早期に把握したいというニーズと、財務諸表の比較可能性を確保する観点から早期適用を認めるべきではないというニーズに分かれると考えられる。なお、税効果適用指針等はIFRSと整合性を図る必要性がないことを踏まえると、個人的には、早期適用を認める必要性はないと考える。

**その他に関するコメントへの対応について聞かれた意見**

3. 事務局より、質問5（その他）に関するコメントへの対応（案）について説明したところ、次の意見が聞かれた。

**評価性引当額の定義****（コメント対応表 40）****評価性引当額を定義し注記すべき事項を明らかにすべきとの意見**

- (1) コメントの多くは、現行の発生原因別注記の開示実務に多様性があることを前提として評価性引当額を定義し注記すべき事項を明らかにすべきとコメントされていることに鑑みると、意図せざる誤謬が生じないように、注記の範囲を明確にする方向で検討してはどうか。

**税法上の制度ごとに評価性引当額を定義すべきではないとの意見**

- (2) コメント提出者が例示されている試験研究費に係る特別控除などの税法上の制度については、その時々で変わりうるため、評価性引当額について税法上の制度ごとに個別に定めを置くのではなく、現行の定めの下で適切に判断するほうが良いと考える。

**コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見**

- (3) 税額控除の取扱いについて、コメントへの対応（案）として新たな解釈を加える意図はないと記載されているが、現行の実務では取扱いが明確でないと考えられるため、記載の見直しの検討が必要であると考ええる。
- (4) コメントへの対応（案）では、連結財務諸表における子会社の取得後欠損金累積額に係る将来減算一時差異について「繰延税金資産から控除された額」に該当しないとする理由の記載がなされておらず記載の意図が分かりにくいいため、記載内容の見直しが必要であると考ええる。
- (5) コメントへの対応（案）では、外国税額について税額控除ではなく、税務上の損金に算入することを予定している場合の評価性引当額の開示方法が分かり

にくいのはないか。

**税効果会計基準一部改正案の用語**

**(コメント対応表 43)**

- (6) 「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額」の用語を見直したほうがよいと考えるため、コメントへの対応(案)について再考いただきたい。

**連結納税制度を適用する場合の実務対応報告との整合性**

**(コメント対応表 51)**

**実務対応報告第7号の基準修正を図るべきとの意見**

- (7) 実務対応報告第7号における個別財務諸表における投資価額に係る将来加算一時差異に関する繰延税金負債の認識要件について、「親会社等がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ」という要件が含まれていない点について、確かに連結納税制度では100%子会社が前提となるため不要とも考えられるが、記載することの弊害もなく、記載する方向で検討してはどうか。

**(コメント対応表 52)**

**実務対応報告第7号の基準修正を図るべきとの意見**

- (8) コメントへの対応(案)では、連結納税制度を適用する際に、連結納税会社以外の子会社株式等の売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の税効果の取扱いについて明確化されていないと考えられるため、記載の見直しが必要であるとする。

**(コメント対応表 57)**

**その他の包括利益が課税された場合における税金費用の表示について再検討すべきとの意見**

- (9) 当該コメントについては、現行の日本基準での実務では、損益計算書の表示が歪んでいると考えられ、かつ、IFRSとも取扱いが異なっているため、本公開草案の公表後に検討を行うべきとする。

**(コメント対応表 58)**

**別紙の記載を見直すべきとの意見**

- (10) 別紙の論点ごとの検討結果について、検討の結果についての記載が統一されていないため、記載を見直す必要があるとする。

**会計処理に関するコメントへの対応について聞かれた意見**

4. 事務局より、質問1(会計処理に関する質問)に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

**(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い  
(コメント対応表3)**

事務局の修正案に賛成する意見

- (1) 回収可能性適用指針案第67-4項の修正案について賛成する。

例外的な取扱いについて回収可能性適用指針における(分類1)の考え方との整合性について企業会計基準委員会に確認すべきとの意見

- (2) 回収可能性適用指針では、(分類1)の企業においては、繰延税金資産の全額について回収可能性があるとしている。一方で、将来の状況により税務上の損金に算入されない可能性がある一時差異について税務上の損金に算入される可能性が低い場合に繰延税金資産の回収可能性がないとする取扱いでは、(分類1)の企業においても繰延税金資産の回収可能性を判断することになり、回収可能性適用指針の(分類1)の考え方から外れるとも考えられるため、当該取扱いすることについて企業会計基準委員会で確認を行うべきと考える。

**(コメント対応表6)**

コメントへの対応について再検討すべきとの意見

- (3) 日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下「監査委員会報告第66号」という。)の実務においては、実務上、子会社株式の評価損に係る繰延税金資産について、例示区分①の会社でも認識していない場合も一定数見られたことから、コメントへの対応(案)に記載されている、実務での大きな問題が聞かれていないという点は、事実と異なるのではないか。
- (4) 当論点は、本公開草案の最終化後に検討を行うことでも良いと考える。その際には、(分類1)と(分類2)の整合性、国際財務報告基準(IFRS)における取扱いとの整合性等も踏まえて検討すべきと考える。

見直しの対象を子会社株式等に係る将来減算一時差異全体に広げるべきではないとの意見

- (5) (分類1)の企業における繰延税金資産の回収可能性に関する例外規定は、税務上の損金に算入されない可能性があるものを対象とおり、スケジューリング不能一時差異に区分される子会社株式の評価損の取扱いとは異なるものである。子会社株式等に係る将来減算一時差異全体の取扱いを見直す場合、監査委員会報告第66号の取扱いを踏襲することにならないのではないか。

## その他の意見

5. 事務局より、全体についての意見を募ったところ、次の意見が聞かれた。

### コメント対応表 8 のコメントへの対応（案）の記載を見直すべきとの意見

(1) 繰延法を支持する意見が多く聞かれたことが記載されているが、コメントへの論理的な対応になっていないため、記載の見直しが必要であるとする。

### 本公開草案の最終化のスケジュールに関する意見

(2) 2019 年 3 月期から適用されることを踏まえると、2017 年内に最終化する必要があるとする。

以 上